

伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年11月24日（火）15:22～15:27

2. 開催場所 伊江村役場 2階小会議室

出席委員	会長	玉城	増生
	1番	知念	順司
	2番	棚原	貴光
	3番	知念	雄二
	5番	大城	孝美
	6番	大城	貴子
	7番	大城	進
	8番	西江	正
	9番	玉城	正芳

3. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 会期決定の件

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 農地法第5条第1項による許可申請について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 大城 篤

主事 崎濱 秀太

令和2年第12回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、令和2年第12回伊江村農業委員会総会を開会致します。
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 委員総数9名全員参加しております。

議長 只今、事務局から報告のあったとおり、委員総数9名中9名出席しております。会議規則第11条の規定により、本総会は成立することを報告致します。本日の議事日程は予め、議席に配布した通りです。それでは議事に入ります。

議長 日程の第1「会議録署名委員の指名」を行います。慣例に従い、議長が指名したいと思います。署名委員に3番知念委員。5番大城委員を指名します。

日程の第2「会期の決定の件」を議題と致します。本総会の会期は本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日1日間に決定しました。

日程の第3、議案第1号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。それでは本案について事務局に説明を求めます。

局長 「議案第1号、農用地利用集積計画の決定について」。を説明します。敬称略します。No.1 譲受人●。譲渡人●。申請地が●、●、●。登記地目が原野。現況地目、畑でその他2筆は登記地目、現況地目共に畑。面積が3筆合計5,643㎡。所有権移転で売買、坪単価は878円です。此方の方は現在、●さんが使用している畜舎も含めての土地になります。

No.2、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目、畑。面積3,928㎡。此方は使用貸借権の設定で1年間になります。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 異議なし、進行をお願いします。

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第4、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」。申請人No.1、●。譲渡人●。申請地が●、登記地目、畑。現況地目、畑。面積1,159.31㎡。●、登記地目、現況地目共に畑。面積1,091㎡。次に●、登記地目、現況地目共に畑。面積390㎡。次に●。登記地目、現況地目共に畑。面積885㎡。4筆合計で3,525.31㎡。目的が使用貸借権設定で5年間になります。

No.2、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積1,363㎡。目的が使用貸借権設定で10年間になります。

No.3、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積1,125㎡。目的が所有権移転売買で坪単価2,000円となります。

No.4、譲受人●。譲渡人●。申請地が●と●。2筆ともに登記地目、現況地目共に畑。2筆合計面積が1,617㎡。目的が賃借権設定で10年間。坪単価は102円です。次の頁をお願いします。

No.5、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積1,197㎡。目的が賃借権設定で5年間。坪単価は50円になります。

No.6、譲受人●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目共に畑。面積6,362㎡。目的が賃借権設定で10年間。坪単価52円となっています。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 異議なし、進行をお願いします。

議長 これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

日程の第5、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 議案第3号。「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について説明します。No.1●。譲渡人●。申請地が●。登記地目、現況地目畑。面積652㎡。転用面積が326㎡。転用目的が●整備になります。此方は賃借権設定で10年間。坪単価が600円になります。そして今日お渡しした一枚紙「農地法

第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書」になりまして、本日総会にて通りましたら県へ進達します。では説明致します。

譲受人が●。譲渡人が●。所在地が●です。面積は652㎡中326㎡を転用する申請になります。次に事業計画が「●整備」になります。此方は●の増築に伴う●の為に駐車場になります。農地区分が「第3種農地」。次に「許可基準に定める農地の区分」としては運用通知、手引きの方ですね「第2の1の(1)のエの(ア)のbの(a)」という区分になります。

次にその下、「判断理由」が「申請地は、事業の用に供する施設に隣接し、公益的施設が連たんする集落内である」という事です。土地は「第3種農地」で●㎡中●㎡の転用になります。

その下「意見決定の理由」としまして、「当該申請地は●集落内に位置し、本村農業振興地域整備計画においては農用地区域から除外された地域で、事業の用に供する施設に隣接し、公益施設も連たんしていることから、転用については許可相当と認める」という事でこの意見書を付して提出したいと思えます。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 休憩をお願いします。

議長 はい、休憩します。(15:22~15:26)

議長 再開いたします。これで質疑を終わります、お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案のとおり決定しました。

これで本日の全日程が終了しました。会議を閉じます。
令和2年第12回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

終了時間 15:10

署名

会長 玉城 増生 印

3番 知念 雄二 印

5番 大城 孝美 印